

令和4年第9回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和4年9月9日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和4年9月9日(金) 午後3時45分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	8番 河田 直樹
9番 阿部 英志	10番 渡邊 則文
11番 能登谷 和正(会長代理)	12番 仮谷 昌典
13番 中田 省吾	14番 犬飼 正己
15番 秋山 陽太郎(農地担当)	

5 出席した農地利用最適化推進委員

石尾 弘	茅原 弘和	前田 操	守安 淳市	池上 次男
長代 悦和	黒江 冊旨	友野 伸樹		

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 小川 正義	次長 岡中 芳浩	主査 萬成 教雄	主任 新谷 紗季子
----------	----------	----------	-----------

7 議事録署名委員

13番委員 14番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第34号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第35号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第36号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第37号 農地転用事業計画変更申請について

議案第38号 総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見について

報告第27号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第28号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第29号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第30号 農地法第6条の規定による報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和4年第9回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名。そして農地利用最適化推進委員が8名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、13番委員、14番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5

条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。ここで、追加議案1件を提出いたします。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第34号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは付議事件の審議に入ります。議案第34号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。事務局お願いします。

(主査) 【議案第34号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号17番】

(農地担当) 17番、赤浜の件につきまして、14番委員が関係者になっていきますので、退出をお願いします。

(14番委員 退席 1時37分)

(農地担当) それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(守安委員) この農地は、親戚関係で贈与される件です。耕作はきちんとされておりました。作付けは水稲と野菜です。農機具等もそろっているので問題ないと思います。今までも地元で作られており、信頼もあるので何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

(農地担当) 黒尾担当の石尾推進委員の説明をお願いいたします。

(石尾委員) 黒尾の土地は、農地ですが従来から地鎮様を祀っており、将来的にも引き続き祀るものです。何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(12番委員) 受人の農業実態ですけど、若いころから父親と野菜を秦地区で作付けされておりました。何ら問題ないと思います。

(農地担当) 他にご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。17番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、17番は許可されました。入室してもらってください。

(14番委員 入室 1時42分)

【受付番号18番】

- (農地担当) 18番, 秦の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。
- (12番委員) 管理はずっと受人がされており, この度贈与されるということです。受人, 渡人の関係は, 身内同士です。受人は, 地元でも地域を引っ張っていくような仕事をされておりますし, 農業実績もありますし, 問題ないと思いますので, よろしく申し上げます。
- (農地担当) 地元推進委員の説明をお願いいたします。
- (池上委員) 12番委員と同意見です。特に問題ないと思います。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。18番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 18番は許可されました。以上で議案第34号の審議は終了いたしました。

【議案第35号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第35号, 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について, を議題といたします。それでは, 事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【議案第35号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号10番, 11番, 12番】

- (農地担当) 10番, 井手の件ですが, 11番, 12番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。
- (13番委員) 8月5日におきまして, 私と2番委員, 14番委員, 推進委員の友野委員, 事務局1名の計5名で現地調査をさせていただきました。10番につきましては, 東が宅地, 西が宅地, 南は宅地, 北が道路, 11番は東西南北が田, 12番は東が宅地, 西が田, 南が道路, 北が田, というような状況でございます。
- (農地担当) それでは地元委員からの説明をいたします。
- (15番委員) 申請地は分譲が進んでいるところでして分譲地の接道としての転用後, 市へ寄付する目的の案件です。周辺状況も問題ないと思います。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

- (主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、10番、11番、12番は許可されました。

【受付番号13番】

- (農地担当) 続きまして13番、新本の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (13番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が道路、北が田です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (10番委員) 申請地は、圃場整備した法面の大きいところを活用して墓地にしようとするものです。現在自宅の裏山にある墓地を降ろして申請するということです。周辺の農地に対しては問題ありません。営農の状況への影響ですが、水路は通っておりませんし、日照通風も問題ありません。境界には石垣を積むので土砂の流出等も周辺農地への影響はありません。いずれも問題ないものと判断しました。ご審議をよろしくお願いします。
- (農地担当) 長代推進委員、何か補足がありますか。
- (長代委員) 10番委員と同意見です。特に問題ないと思います。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。13番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、13番は許可されました。

【受付番号14番】

- (農地担当) 続きまして14番、岡谷の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が田、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員) 申請人は、退職されて地元に戻って農業をされる予定です。農家住宅を建てるということで、農業に従事するということで地元としては歓迎しています。被害防除計画については友野委員からお願いしたいと思います。

(農地担当) 友野推進委員、お願いいたします。

(友野委員) 営農への影響ですが、用水及び排水については、問題ありません。日照通風、土砂の流出等も8月26日の現地調査の結果、周辺農地への影響はありません。いずれも問題ないものと判断しました。審議をよろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しており、例外許可規定として集落に接続して設置される施設ということで適用しております。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。14番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、14番は許可されました。

【受付番号15番】

(農地担当) 続きまして15番、三須の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が畑、南が道路、北が畑です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) この件について詳細は、守安委員からお願いいたします。

(農地担当) それでは、守安委員からの説明をお願いいたします。

(守安委員) 本宅の南側に家を建てる際、道が狭いということで申請がありました。営農の状況への影響ですが、用水及び排水については、整備されており問題ありません。日照通風、土砂の流出については、アスファルト舗装するので周辺農地への影響はありません。いずれも問題ないものと判断しました。審議をよろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地とい

うことで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。15番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、15番は許可されました。

【受付番号16番, 71番】

(農地担当) 続きまして16番, 井手の件につきまして、5条の71番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 周辺の状況ですが、16番は東が田, 西が駐車場, 南が田, 北が宅地, 71番は東が宅地, 西が畑, 南が宅地, 北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) この案件は、道路, 進入路の拡幅です。自宅に入る通路が狭く拡張するものです。71番については、道路拡幅とともに既存宅地の屋根が出ていたので、修正の転用が含まれています。地元としては問題ないものと判断しました。審議をよろしくお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、16番, 71番は許可されました。以上で議案第35号の審議は終了いたしました。

【議案第36号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第36号, 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第36号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号56番】

(農地担当) 続きまして56番、宿の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 周辺の状況ですが、東が雑種地、西が田、南が雑種地、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員) この案件は、会社の車を止める際に、接触事故が起こらないように、敷地の拡張をしようとするものです。詳細は、黒江委員お願いします。

(農地担当) それでは、黒江委員からの説明をお願いいたします。

(黒江委員) 営農の状況への影響ですが、用水は問題ないです。排水については、U字溝を設置し、水路へ放流します。整備されており問題ありません。日照通風、土砂の流出等については、敷地内にU字溝を設置するので問題ありません。いずれも問題ないものと判断しました。審議をよろしくお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。56番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、56番は許可されました。

【受付番号57番】

(農地担当) 続きまして57番、真壁の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が田、南が宅地、北は道路になっていました。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) 今回の申請理由としては一般住宅です。周辺は住宅に囲まれており、水利等の問題はないです。今回の転用に関し、地元としては問題ないと思っていますので、よろしくご審議の程お願いします。

- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。57番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、57番は許可されました。

【受付番号59番】

- (農地担当) 続きまして59番、岡谷の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (13番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が田、北は道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (9番委員) この地区は人口が増えており、園児が増えていること、また幼保一体であることから保育園が狭くなったことにより、この度申請があったものです。地元としては歓迎しております。詳しくは、友野委員からお願いいたします。
- (農地担当) それでは、友野委員をお願いいたします。
- (友野委員) 営農条件への影響ですが、用水は問題ないです。また、排水、日照通風、土砂流出につきましては、被害防除計画書及び現地調査の結果、いずれも問題なきものと判断しました。ご審議をよろしく申し上げます。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しており、例外許可規定として日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置される施設ということで適用しております。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。59番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、59番は許可という見込みですが、この案件は、3千平方メートルを超えるので、県の諮問会議へ上げさせていただきます。諮問会議に付しまして、その答申を受けた後に許可といたします。

【受付番号60番】

(農地担当) 続きまして60番, 南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 周辺の状況ですが, 東が田, 西が道路, 南は宅地, 北は宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) この案件ですが, 用水については確保できます。排水については, 枺を設けて既存の水路に接続します。生活雑排水については, 合併浄化槽にて処理し, 既存水路に放流します。日照通風は問題ないです。境界部分については, ブロック擁壁を設置し, 隣接地に流出しないようにします。総合判断として特に問題ないと思いますので審議をよろしく申し上げます。

(農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。60番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 60番は許可されました。

【受付番号61番】

(農地担当) 続きまして61番, 井手の件ですが, 現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 周辺の状況ですが, 東が田, 西が宅地, 南が田, 北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) この案件ですが, 転用目的は一般自己住宅です。周辺は, 宅地化が進んでおり, 周辺は農地が減っており, 周辺営農の影響はありません。地元としては問題ないと考えておりますので, ご審議をお願いいたします。

(農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。61番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、61番は許可されました。

【受付番号62番】

(農地担当) 続きまして62番、真壁の件ですが、現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が道路、南が宅地、北が田です。転用した場合の周辺への影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員) 申請地は宅地化が進んでおるところです。用水については問題ありません。排水については、柵を設けて既存の水路に接続します。生活雑排水については、公共下水道に接続します。日照通風は問題ないです。境界部分については、ブロック擁壁を設置し、隣接地に流出しないようにします。総合判断として特に問題ないと思いますので審議をよろしくお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。62番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、62番は許可されました。

【受付番号63番】

(農地担当) 続きまして63番、福井の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が宅地、南が宅地、北が田です。転用した場合の周辺への影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) 今回の申請は、自己住宅及び進入路です。現在、住宅化が進んでいるエリアです。詳細は茅原委員からお願いします。

(茅原委員) 以前から申請が出ているところでした、のこり2区画残っているうちの一つです。東側

に水田が残っていますが、農地への影響はないと思っています。審議をよろしくお願ひします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。63番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、63番は許可されました。

【受付番号64番, 65番】

(農地担当) 続きまして64番, 上林の件につきまして、65番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 周辺の状況ですが、64番は東が道路, 西が田, 南が田, 北が宅地, 65番は, 東が宅地, 西が田, 南が田, 北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) 同一敷地内で、住宅振興地となっております。詳細は、守安委員から説明いたします。

(農地担当) それでは守安委員, お願いします。

(守安委員) 64番, 65番, いずれも用水については確保できます。排水については、柵を設けて既存の水路に接続します。生活雑排水については、合併浄化槽にて処理し、既存水路に放流します。日照通風は問題ないです。境界部分については、ブロック擁壁を設置し、隣接地に流出しないようにします。総合判断として特に問題ないと思っておりますので審議をよろしくお願ひします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、64番, 65番は許可されました。

【受付番号68番】

(農地担当) 続きまして68番, 三須の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 周辺の状況ですが, 東が畑, 西が山林, 南が池, 北が田です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) 詳細につきましては, 守安委員より報告しますので, よろしく申し上げます。

(農地担当) それでは, 守安委員から説明をお願いします。

(守安委員) 申請地に行ってみました, 入り口がちょっと狭いような感じでした。周辺の状況ですが, ここは南にため池があって, だんだん畑になっており, 水路はありません。東が山道で, 西が山林, 南がため池となっております。雨水については, 問題ありません。東, 北側にU字溝を設置して, 現状の水路に放流するため問題ありません。日照通風は問題ありません。土砂流出については, 南, 西の隣接地は申請地より高いため, 土砂の流出, 堆積, 崩壊の心配はありません。また, 東, 北側にはU字溝を設置し, 転用地の土砂流出が無いようにするという事です。また, この申請地の北に有る●●番地●が少し残地として残りますが, こちらは排水ヒューム管を設置するという事で問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(12番委員) この池からの給水については大丈夫ですか。これは池ではないのですか。

(守安委員) ヒューム管を入れて水を引っ張るそうです。

(10番委員) 先ほどの説明で進入路が狭いと言われましたが, この土地を広げて資材置き場として活用出来るのでしょうか。

(主査) 進入路については, 南の●●番地●から入って北に入っていきます。

(農地担当) ●●番地●が既存工場で使っており, そこへの進入路が先ほど事務局が説明したところから進入していくということですね。そこから今回, 取得する農地へ入っていくようになるようです。ということは, 現在既存の進入路から入っていけるということでしょうか。

(守安委員) はい。そのとおりです。

(10番委員) 申請地の東が道となっていますけど, この道を経てどのようにして行けるのか。

(農地担当) この赤線のような道はそのまま残り, ここを横断して申請地に入るということです。この赤線は, 何もつかない現況のままということです。被害防除計画によると, 申請地の東側は, 敷地内にU字溝を設置して土砂流出防止ということなので, おそらく道沿いにU字溝を設置するという事になっております。

(10番委員) U字溝を入れて雨水を流して排出するということですね。

(農地担当) そうですね。最終的には、既存水路へ放流となっております。●●番地先の水路へ接続となっております。この道は、どういった道ですかね。池の管理道のような道ですか。既存の道が壊されないかという懸念ですね。

(10番委員) そうです。道をどのようにするかということです。通るなどと言われてもですね。

(農地担当) 既存の道への影響がないように境界をきっちりすること及び道の破損が無いようにという条件を付けるようにいたしますか。

(3番委員) この会社はどのような業種ですか。この転用面積は広いですけど。転用目的は、資材置き場と駐車場となっておりますが、具体的によく分からないので、受人に一回来てもらって説明してもらったほうがいいのではないかと思いますかどうでしょう。

(農地担当) 事務局から少し説明いたします。

(主査) 事業目的は、左官、コンクリートブロック工事、タイルレンガ工事、土木工事、とび職ということで記載がございます。

(農地担当) 転用目的ということで、設計図が出ておりますが、砕石、真砂土、残土置き場、及び重機置き場兼駐車場となっております。既存の道に支障がないような転用を行うことを条件として付すべきと思いますが、その他ご質問がある方はお願いします。この案件は3千平方メートルを超える案件ですので、県の諮問会議に付すようになります。隣地承諾もありますが、地元として問題になるようなことはありますか。

(守安委員) 最近荒れた状態になっており、地元としては荒れ地が無くなるので助かりますということでした。

(6番委員) いろいろ意見が出ているので、もう一度本人を呼んで再度確認するのがスムーズにいくのではないかと思います。

(農地担当) 本人というのは、受人ですか。

(6番委員) 受人です。

(農地担当) この度は、保留にして受人をお呼びして、被害防除計画等を含めて聞いてみてはという意見がでましたが、いかがでしょうか。今回の総会に関しては、この案件は保留として、次回お呼びして、特に被害防除計画を中心に聞き取り調査を行うということにしてよろしいか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それでは68番は、保留とさせていただきます。

【受付番号69番】

(農地担当) 続きまして69番、西阿曾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

- (13番委員) 周辺の状況ですが、東が転用済農地、西が宅地、南が道路、北が転用済農地です。転用した場合の影響はないと思われます。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (3番委員) この申請地は、先月の総会で転用が出されて承認されております隣地になります。受人は、前回と同じ建設会社の関連会社の申請となっております。この周辺は、農地がありません。南側に用水路がありますが、この機能は維持するということで聞いておりますので、地元としては問題ないと思えます。よろしくお願ひします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。69番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、69番は許可されました。

【受付番号70番】

- (農地担当) 続きまして70番、窪木の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (13番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が道路、南が田、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (4番委員) お店の駐車場ということで聞いております。詳しくは前田委員から願ひします。
- (農地担当) それでは前田委員、願ひします。
- (前田委員) 営農条件への影響ですが、用水については不要です。雨水排水については、舗装をしないため地下浸透します。日照通風は問題ないです。土砂流出については、コンクリート擁壁を設置し、隣接地に流出しないようにします。総合判断として特に問題ないと思えますので審議をよろしく願ひします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。70番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、70番は許可されました。

【受付番号72番, 73番, 74番, 75番】

(農地担当) 続きまして72番, 総社の件につきまして73番, 74番, 75番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 周辺の状況ですが, 72番と73番は東が田, 西が田, 南が田, 北が道路, 74番は東西南北が田, 75番は, 東が道路, 西が田, 南が道路, 北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) この4件の転用ですが, 分筆前は同一田です。だんだん北へ新しい住宅が広がっている地域です。詳細は, 茅原委員から説明いたします。

(茅原委員) 所有者が2人おりまして, 住宅と道路の拡幅申請です。周りは住宅になっており, 西側に田がありますが, 農地への影響はないものと思われます。問題になる点はないと思いますのでよろしくお願ひします。

(農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが, 市街化区域に近接し, 市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで, 第2種農地と判断しています。

(農地担当) これらの件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、72番, 73番, 74番, 75番は許可されました。

【受付番号76番】

(農地担当) 続きまして76番, 三須の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 周辺の状況ですが, 東が道路, 西が宅地, 南が宅地, 北が水路です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) この件の詳細については, 守安委員から報告します。

(農地担当) それでは, 守安委員からの説明をお願いいたします。

- (守安委員) 申請地は、すでに土を入れられて埋めておりました。用水ですが、北側にあります。排水については、表面排水で既存の水路に自然排水となります。日照通風は、支障ありません。土砂流出については、整地しており現状地盤の高さの変更はありませんので、土砂流出はありません。総合的に判断して問題ないと思います。よろしくをお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。76番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、76番は許可されました。

【受付番号78番】

- (農地担当) 続きまして78番、井手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (13番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が駐車場、南が田、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
- (15番委員) 今回の案件ですが自己住宅です。この地区は開発が続いており、残った農地です。したがって東西南北、営農をしているところはありませんし、水利、土砂等の影響もないものと考えられます。地元としては、問題ないと考えております。よろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。78番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、78番は許可されました。

【受付番号58番】

(農地担当) 続きまして58番, 総社の件につきまして, 現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 周辺の状況ですが, 東が田, 西が道路, 南が宅地, 北が田です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) この案件について詳細は, 茅原委員から説明いたします。

(茅原委員) 今回の案件ですが, 申請者は現在, 申請地の南側に両親と一緒に住んでいますが, 手狭になったことから, 申請がありました。用水の取入れは問題ないと思います。総合的に見ても問題になる点はないと思いますのでよろしくをお願いします。

(農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが, おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しており, 例外許可規定として, 集落に接続して設置される施設ということで適用しております。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。58番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 58番は許可されました。

【受付番号66番】

(農地担当) 続きまして66番, 清音三因の件につきまして, 現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 周辺の状況ですが, 東が畑, 西が畑, 南が道路, 北が畑です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。

(5番委員) この案件ですが受人は, 渡人のお孫さんです。用水については問題ありません。排水については, 柵を設けて既存の水路に接続します。生活雑排水については, 公共下水道に接続します。日照通風は問題ないです。境界部分については, ブロック擁壁を設置し, 隣接地に流出しないようにします。総合判断として特に問題ないと思いますので審議をよろしくをお願いします。

(農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。66番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、66番は許可されました。

【受付番号67番】

(農地担当) 続きまして67番、福井の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が田、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) この申請地ですが、周辺は住宅と水田が混在しているところで、近年開発が進んでいる地区です。詳細は、茅原委員から説明いたします。

(茅原委員) 今回の案件ですが、息子さんが結婚をされたことで家を建てるということです。用水の取入れは問題ないと思います。周辺農地への影響はないと思いますので、よろしくお願ひします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。67番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、67番は許可されました。

【受付番号77番】

(農地担当) 続きまして77番、下倉の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が田、南が道路、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) 申請地は、母親からもらった土地で、息子夫婦が3人でここに帰ってくる予定になって

います。用水は問題ありません。生活雑排水については、合併浄化槽に接続します。日照通風は問題ないです。境界部分については、ブロック擁壁を設置し、隣接地に土砂流出しないようにします。総合判断として特に問題ないと思います。久しぶりに過疎の地区に帰ってくれるということで地元が大変喜んでおります。ご審議をよろしくお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。77番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、77番は許可されました。以上で議案第36号の審議は終了いたしました。

【議案第37号 農地転用事業計画変更申請について】

(農地担当) 続きまして、議案第37号農地転用事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第37号 農地転用事業計画変更申請について朗読】

【受付番号 1番】

(農地担当) ただ今、事務局より説明がございましたとおり6月総会で許可された案件です。今回の変更点は、申請人の連名の部分が個人に変更するのみです。今回の件についてご質問がありましたらよろしく申し上げます。

(9番委員) 2名で資金を準備するという事だったのですが、夫だけで資金が準備出来たからということでした。以上です。

(農地担当) ほかにご質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(委員) なし。

(農地担当) それでは、この変更点につきまして、原案どおり承認としてもよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) それでは、原案通り承認といたします。以上で議案第37号の審議は終了いたしました。

【議案第38号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(農地担当) 続きまして議案第38号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第38号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】

【受付番号3番】

(農地担当) この件について現地を確認していますので報告します。

(15番委員) 今回、用途廃止が出されている道路ですが、既存住宅の一角でした。なぜこの形で道が残っているのかは不明です。周辺に農地はありませんし、住宅の一部ですので、用途廃止しても問題ないと考えております。よろしくご審議お願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それではこの道路を廃止しても、周辺営農上問題なしと回答してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それではそう回答させていただきます。

【報告第27号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告事項に入ります。報告第27号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第27号 報告書について朗読】

【報告第28号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第28号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第28号 報告書について朗読】

【報告第29号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第29号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第29号 報告書について朗読】

【報告第30号 農地法第6条の規定による報告について】

(農地担当) 次に、報告第30号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第30号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 29ページ以降は、その他報告事項となっております。合意解約、適用外、利用目的の変更についてです。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。さらに、今回県の諮問会議に付す案件が1件ございました。それにつきましては、諮問会議に付して許可意見の答申を受けた後に許可書を交付といたします。本日の許可件数は、3条関係が2件、4条関係が7件、5条関係が22件と保留が1件ございました。また、農地転用事業計画変更申請につきまして、原案通り承認といたしました。また、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見については、周辺営農上問題なしと回答しました。以上で、日程第3の付議事件の審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) 日程第4その他に入ります。委員の方から何かありますか。

(委員) なし。

(会長) ないようでしたら、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後3時45分